

令和 7 年度 職業訓練指導員講習 (48時間講習)のご案内

〈厚生労働大臣の指定する講習〉

公共職業訓練及び認定職業訓練施設で訓練を担当する職業訓練指導員は、免許を受けた者でなければならないことになっています。
この講習は職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けるために修了しなければならない厚生労働大臣の指定する講習として、講習修了者（確認試験合格者）には申請により、北海道知事名で免許証が交付されます。

※ 申込期間内でも、定員になり次第締め切りになります。

申込期間と書類受付期限 ※3頁を参照してください。

(1) 申込期間 11月17日(月)～11月27日(木)

受講を希望する実施地区に次のとおり申し込んでください。

・札幌市の場合

氏名(フリガナ)、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、免許職種、受講資格法令条項を北海道職業能力開発協会の下記のメールアドレス宛てに送信してください。また、訓練業務を担当する方(4頁の注)はメールにその旨を記載してください。
メール受信後、担当者から申込者(記載のアドレス)に受付番号等を返信します。

・札幌市以外の開催地については、次の協会(7頁参照)にご連絡ください。

旭川市	上川地方技能訓練協会	0166-46-5278
北見市	オホーツク管内職業能力開発協会	0157-61-3116

(2) 書類受付期限 12月11日(木)

(3) 受付団体

北海道職業能力開発協会
(総務部総務振興課)

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号

北海道立職業能力開発支援センター内

TEL 011-825-2387 / FAX 011-825-2390

ホームページ <http://www.h-syokunou.or.jp>

メールアドレス 48kousyu@h-syokunou.or.jp

別表第十一（第三十七条、第四十五条関係）

免 許 職 種	訓 練 科	免 許 職 種	訓 練 科	免 許 職 種	訓 練 科
1 園 芸 科	園芸サービス系園芸科	43 和 裁 科	裁 縫 系 和 裁 科	85 土 木 科	土木系土木施工科
2 造 園 科	園芸サービス系造園科	44 寝 具 科	裁 縫 系 寝 具 科	86 測 量 科	土木系測量・設計科
3 森林環境保全科	森林系森林環境保全科	45 帆 布 製 品 科	帆布製品系 帆布製品製造科	87 建築物設備管理科	設備管理・運転系 設備管理・運転系ビル管理科
4 鉄 鋼 科	金属材料系鉄鋼科	46 木 型 科	木材加工系木型科	88 ボ イ ラ ー 科	ボイラー運転科
5 鋳 造 科	金属材料系鋳造科	47 木 工 科	木材加工系木工科	89 ク レ ー ン 科	ボイラー運 転 科
6 鍛 造 科	金属材料系鍛造科	48 工 業 包 装 科	製 材 工 科	90 建設機械運転科	揚重運搬機械運転系 建設機械運転科
7 熱 処 理 科	金属材料系熱処理科	49 紙 器 科	木 工 科	91 港 湾 荷 役 科	揚重運搬機械運転系 クレーン運 転 科
8 塑 性 加 工 科	金 属 プ レ ス 科	50 製 版 ・ 印 刷 科	木材加工系工業包装科	92 化 学 分 析 科	玉 掛 け 科
9 溶 接 科	製 罐 科	51 製 本 科	紙加工系紙器製造科	93 公 害 検 査 科	揚重運搬機械運転系 建設機械運転科
10 構造物鉄工科	板 金 科	52 プラスチック製品科	印刷・製本系製版科	94 木 材 工 芸 科	建設機械運転科
11 金属表面処理科	金属加工系溶接科	53 レザー加工科	印刷・製本系製本科	95 竹 工 芸 科	揚重運搬機械運転系 港湾荷役科
12 機 械 科	金属加工系構造物 鉄工科	54 ガ ラ ス 科	プラスチック系 プラスチック製品成形科	96 漆 器 科	港 湾 荷 役 科
13 電 子 科	金属表面処理系 めっき科	55 ほうろう製品科	レザー加工系靴製造科	97 貴金属・宝石科	玉 掛 け 科
14 電 気 科	金属表面処理系 陽極酸化処理科	56 陶 磁 器 科	ガラス加工系 ガラス製品製造科	98 印 章 彫 刻 科	化学系化学分析科
15 コンピュータ制御科	機械系機械加工科	57 石 材 科	窯業製品系 窯業製品系	99 塗 装 科	化学系公害検査科
16 発 変 電 科	機械系精密加工科	58 煙 科	窯業製品系 窯業製品系	100 広 告 美 術 科	工芸系木工芸科
17 送 配 電 科	機械系機械製図科	59 パン・菓子科	石材系石材加工科	101 デ ザ イ ン 科	工芸系竹工芸科
18 電気工事科	電気・電子系 電気通信設備科	60 食 肉 科	石材系石材加工科	102 義 肢 装 具 科	工芸系漆器科
19 自動車製造科	電気・電子系 電子機器科	61 水 産 物 加 工 科	石材系石材加工科	103 電 気 通 信 科	工芸系貴金属・宝石科
20 自動車整備科	電気・電子系 製造設備科	62 発 酵 科	石材系石材加工科	104 電 話 交 換 科	工芸系印章彫刻科
21 自動車車体整備科	電気・電子系 電気機器科	63 建 築 科	石材系石材加工科	105 事 務 科	塗装系金属塗装科
22 航空機製造科	電気・電子系 電気製図科	64 枠組壁建築科	食品加工系製麺科	106 貿 易 事 務 科	塗装系木工塗装科
23 航空機整備科	電気・電子系 電気機器科	65 と び 科	食品加工系 パン・菓子製造科	107 流 通 ビジネス科	塗装系建築塗装科
24 鉄道車両科	電気・電子系 電気機器科	66 建 設 科	食品加工系 パン・菓子製造科	108 写 真 科	デザイン系広告美術科
25 造船科	電気・電子系 電気機器科	67 プレハブ建築科	食品加工系 発酵製品製造科	109 介 護 サ ー ビ ス 科	デザイン系工業デザイン科
26 時計科	電気・電子系 電気機器科	68 屋 根 科	建築施工系木造建築科	110 理 容 科	デザイン系商業デザイン科
27 光学ガラス科	電気・電子系 電気機器科	69 ス レ ー ト 科	建築施工系建築設計科	111 美 容 科	義肢・装具系義肢・装具科
28 光学機器科	電気・電子系 電気機器科	70 建 築 板 金 科	建築施工系建築設計科	112 ホ テ ル ・ 旅 館 ・ レストラン科	通信系電気通信科
29 計測機器科	電気・電子系 電気機器科	71 防 水 科	建築施工系建築設計科	113 観 光 ビジネス科	オフィスビジネス系 電話交換科
30 理化学機器科	電気・電子系 電気機器科	72 サッシ・ガラス施工科	建築施工系建築設計科	114 日 本 料 理 科	オフィスビジネス系 経理事務科
31 製材機械科	電気・電子系 電気機器科	73 畳 科	建築施工系建築設計科	115 中 国 料 理 科	オフィスビジネス系 一般事務科
32 内燃機関科	電気・電子系 電気機器科	74 インテリア科	建築施工系建築設計科	116 西 洋 料 理 科	オフィスビジネス系 OA事務科
33 建設機械科	電気・電子系 電気機器科	75 床 仕 上 げ 科	建築施工系建築設計科	117 臨 床 検 査 科	オフィスビジネス系 貿易事務科
34 農業機械科	電気・電子系 電気機器科	76 表 具 科	建築施工系建築設計科	118 フ ラ ワ ー 装 飾 科	流通ビジネス系 ショップマネジメント科
35 縫製機械科	電気・電子系 電気機器科	77 左 官 ・ タ イ ル 科	建築施工系建築設計科	119 メ カ ト ロ ニ ク ス 科	流通ビジネス系 流通マネジメント科
36 織 布 科	電気・電子系 電気機器科	78 築 炉 科	建築施工系建築設計科	120 情 報 処 理 科	写真系写真科
37 織機調整科	電気・電子系 電気機器科	79 ブロック建築科	建築施工系建築設計科	121 フォークリフト科	社会福祉系
38 染色科	電気・電子系 電気機器科	80 熱 絶 縁 科	建築施工系建築設計科	122 建 築 物 衛 生 管 理 科	介護サービス科
39 ニ ッ ト 科	電気・電子系 電気機器科	81 冷 凍 空 調 機 器 科	建築施工系建築設計科	123 福 祉 工 学 科	介護サービス科
40 洋 裁 科	電気・電子系 電気機器科	82 配 管 科	建築施工系建築設計科		理容・美容系理容科
41 洋 服 科	電気・電子系 電気機器科	83 住 宅 設 備 機 器 科	建築施工系建築設計科		理容・美容系美容科
42 縫 製 科	電気・電子系 電気機器科	84 さ く 井 科	建築施工系建築設計科		接客サービス系 ホテル・旅館・レストラン科

1 免許職種

職業訓練指導員の免許は、厚生労働省令（規則別表第十一）で左記に定められた免許職種ごとに交付されます。

別表第十一に示されているとおり、免許職種に対応する訓練科の普通訓練課程及び短期訓練課程を担当することができます。

なお、この免許証の取得者は、技能検定1級、2級、3級及び単一等級の受検にあたり、該当の技能検定職種の学科試験が免除（8頁 別表第十一の二）になる外、労働安全衛生法等に基づく資格取得に際し、作業主任者の免許又は試験科目、あるいは技能講習の科目が一部免除になります。（職種によって異なります。）

2 受講資格

この講習を受講するには次の一覧表のいずれかに該当していなければなりません。

職業訓練指導員資格取得講習会（48時間講習）受講資格						
法 令 根 拠				受 講 資 格	実務経験 年 数	提出書類 （4 頁参照）
法 第 28 条 第 3 項	3 号	規則第39条1号		1級または単一等級の技能検定合格者 （電子回路接続及びバルコニー施工を除く）	0	1. 3. 6
		規則 附 則 第 9 条	1 号	学校教育法による大学卒業者 （免許職種に関する学科を修了した者）	2	1. 2. 3. 4 * 特別履修証明書
			2 号	学校教育法による短期大学または高等専門学校 （高専）卒業者 （免許職種に関する学科を修了した者）	4	1. 2. 3. 4 * 特別履修証明書
			2 号の 2	応用課程の高度職業訓練修了者 （技能照査合格者）	1	1. 2. 3. 5. 6.
			2 号の 3	専門課程の高度職業訓練修了者 （技能照査合格者）	3	1. 2. 3. 5. 6
		労働省 告示 第 38 号	1 号	専門課程の高度職業訓練修了者	4	1. 2. 3. 5
			1 号の 2	普通課程の普通職業訓練修了者 （技能照査合格者）	6	1. 2. 3. 5. 6
			1 号の 3	普通課程の普通職業訓練修了者	7	1. 2. 3. 5
			2 号	短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了者	10	1. 2. 3. 5
			3 号	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10	1. 2. 3. 5

法令根拠				受講資格	実務経験 年数	提出書類 (4頁参照)
法 第 28 条 第 3 項	3 号	労 働 省 告 示 第 38 号	4号	外国の学校（学校教育法による大学と同等以上と認められるもの）卒業生	2	1. 2. 3. 4
			5号	旧法による認定職業訓練（3年）、または改正前の労働基準法による技能者養成の修了者	7	1. 2. 3. 5
			6号	学校教育法による高等学校卒業生 （免許職種に関する学科を修了した者）	7	1. 2. 3. 4 * 特別履修証明書
			7号	旧法の職業訓練（2年及び3,600時間）、または旧法の認定職業訓練（2年）修了者	8	1. 2. 3. 5
			8号	旧法の職業訓練（1年及び1,800時間）、または改定前の職業安定法の職業補導（1年及び1,824時間）修了者	10	1. 2. 3. 5
			9号	旧法の施行前の失業保険法による職業訓練（1年及び1,824時間）修了者	10	1. 2. 3. 5
			10号	旧法による家事サービス職業訓練担当者	0	1. 2. 3
			11号	昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	3	1. 2. 3. 5. 6
			11号の2	昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	1. 2. 3. 5
			11号の3	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	6	1. 2. 3. 5. 6
			12号	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者	7	1. 2. 3. 5
			13号	昭和53年改正規則以前の専修訓練課程の養成訓練修了者	10	1. 2. 3. 5
			14号	前号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認めた者	15	1. 2. 3. 7

- ① 学校、各種訓練、実務経験年数は、ともに免許職種と同一の職種に限ります。
- ② 「旧法」…廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）
- ③ 受講資格中、高度職業訓練、普通職業訓練とは、平成5年改正前の養成訓練のことです。
- 注 1 実務経験年数は、各課程の修了後又は卒業後の年数です。
- 2 技能検定職種と指導員免許職種について
- (1) 技能検定職種があり、職業訓練指導員免許職種がないものは13職種あります。

溶射、金属ばね製造、ロープ加工、プリント配線板製造、産業車両整備、空気圧装置組立、厨房設備施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、路面標示施工、舞台機構調整、産業洗浄、商品装飾展示

- (2) 職業訓練指導員免許職種があり、48時間講習の受講資格のない職種は2職種あります。

電子回路接続、バルコニー施工

3 14号について

- (1) 昭和60年10月1日付け、能発第210号、労働省職業能力開発局長通達により、「新たに訓練科目が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難なときに限り、当該職種に係る実務の経験年数が15年以上である者とする。」により様式3-1が必要です。
- (2) 平成27年3月30日付け、能発0330第3号、厚生労働省職業能力開発局長通達「委託訓練の実施要領」により、訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は能開法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であるため様式3-2が必要です。

●根拠法令

職業能力開発促進法第28条第3項第3号及び第4号

職業能力開発促進法施行規則第39条第1項第1号

職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項

昭和44年10月1日労働省告示第38号（平成12年12月25日改正）

昭和45年7月1日労働省告示第39号（平成12年12月25日改正）

3 講習受付等について

- 申込人数に定員があります。（受付期間内でも定員に達し次第締め切りになります）

※定員については、7頁を参照してください。

- 申込期間 11月17日（月）～11月27日（木）

- 書類郵送（提出）期限 12月11日（木）

(1) 受講申込み

受講を希望する実施地区に次のとおり申し込んでください。

・札幌市の場合

氏名（フリガナ）、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、免許職種名、受講資格法令条項を北海道職業能力開発協会のメールアドレス

(48kousyu@h-syokunou.or.jp)宛てに送信してください。また、訓練業務を担当する方（4頁の注）はメールにその旨を記載してください。

メール受信後、担当者から申込者（記載のアドレス）に受付番号等を返信します。

・札幌市以外の開催地については、次の協会にご連絡ください。

旭川市	上川地方技能訓練協会	0166-46-5278
北見市	オホーツク管内職業能力開発協会	0157-61-3116

(2) 申請書類提出

- ・申請書類は担当団体を経由して実施地区の協会に提出するか、ご本人が実施地区の協会に郵送または持参してください。（提出する書類は全てコピーとします。原本は受講初日に持参していただきます。）
- ・提出期限までに到着しなかった場合は受付できません。
- ・受講申込みを行わず申請書類を郵送した場合も受付できません。

(3) 申請書類の審査など

- ・申請書類を審査し、審査の結果を実施地区の協会から電話等で連絡します。
- ・実施地区の協会への申込者が15名未満の場合には原則として講習を実施しません。

※受講申請書、履歴書には、日中に連絡が取れる携帯電話番号を記載願います。

(4) 受講料等の入金

- ・実施地区の協会から請求書を郵送またはメールにて送信します。
- ・請求書に記載された期日までに指定された銀行口座に入金し、口座振込書等の写しを実施地区協会にメールまたはFAXで送信してください。(実施地区によっては、現金書留による送金など別の支払方法とする場合がありますので、その場合は実施地区の指示に従ってください。)

※期日まで入金がない場合には、申請受付を無効とします。

(5) 領収書・受講票

- ・実施地区の協会から郵送します。

(6) 受講当日

- ・受講票に記載した時刻までに集合してください。
- ・7ページの10 携行品 をお持ちください。

注) 次の方に優先的に受講していただきますので、予めご了承ください。

- ・訓練業務（北海道において職業訓練施設で実施している訓練科）を担当する方。
※ここで言う訓練業務とは国、北海道、高齢者・障害・求職者雇用支援機構の行う公共職業訓練及び民間企業や団体が都道府県知事の認定を受けて行う認定職業訓練のことです。

4 提出書類

- 1 受講申請書（様式1）
- 2 実務経歴証明書（様式2-1）
- 3 履歴書（様式2-2）写真は必ず貼ってください。
- 4 学歴証明書（卒業（修了）証書及び専門学科の細目についての履修証明書）
※履修証明書は成績証明書でも可
- 5 訓練歴証明書（修了証等、写し可）
- 6 資格等取得証明書（1級、単一等級合格証書、技能照査合格証書、写し可）
- 7 受講資格証明書（様式3-1、3-2のそれぞれに該当するもの）

- * 特別履修証明書（本証明書は別表第十一に掲げる科目と、卒業した教育機関での履修科目が合致するかを審査するもので、8割以上履修している必要があります。）
 - ・別表第十一に掲げる科目と卒業した教育機関での履修科目の合致の内容等によっては、受講要件を満たさない場合もあるので、必ず、申請前に北海道職業能力開発協会にご連絡ください。

※ 受講資格により提出する書類が違いますので、受講資格一覧表の提出書類の欄を参照してください。

※ 実務経験は、現場作業の外に管理監督・訓練・研究の実務年数を含めます。

※ 補講を希望する場合は上記提出書類と補講申請書、前回（前年）の受講票（写しでもよい）を提出してください。（電話での受講申請は必要です。）

※ 次に該当する者は受講できません。

(1) 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令※で定める者

※精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

(2) 禁固以上の刑に処された者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 申請書等の記入方法（㊟マークの箇所には忘れずに押印してください。）

(1) 受講申請書の記入について

氏名、生年月日は戸籍上の氏名、生年月日を正確に記入してください。

免許職種名は別表第十一のとおりです。免許職種と対応する訓練科を間違えないようにしてください。

(2) 実務経歴証明書

証明は、所属組合・団体又は事業所の代表者から経歴全期間の証明をもらってください。

受講者が事業主の場合は、所属する団体・組合等から証明をもらってください。

(3) 履歴書

住所は、受講票や確認試験の可否通知等のあて先に使用します。アパート・マンション名や部屋番号、また、下宿・間借り等の場合は〇〇方等を正確に記入してください。

また、受講申請後、住所を変更した場合は、直ちに連絡してください。

6 手数料、講習の内容について

(1) 受講に必要な金額

24,920円（受講決定後、実施地区の協会から請求書を送付します）

（内訳）

①受講料 **20,300円**（含消費税）

②教科書代 **4,620円**（含消費税）

※受講者として決定した後は、取消・受講欠席等の事由が生じても、受講料はお返しできません。

(2) 講習資料

ア 教科書は、「12訂版 職業訓練における指導の理論と実際」（一般財団法人職業訓練教材研究会）を予定しています。

イ その他、北海道職業能力開発協会が編さんした「例題集」などを配布します。

(3) 講習科目等の基準

教 科	講習時間	内 容
職 業 訓 練 原 理	4時間	職業訓練の沿革・目的、職業訓練指導員の役割と求められる資質 等
教 科 指 導 法	16時間	訓練実施計画、指導の準備・進め方、教材の活用、訓練評価 等
労 働 安 全 衛 生	3時間	安全管理、安全の確保、労働と健康、労働衛生管理 等
訓 練 生 の 心 理	7時間	訓練生の理解と支援、生涯発達を理解、技能習得の心理 等
生 活 指 導	6時間	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法 等
関 係 法 規	4時間	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準法 等
事 例 研 究	6時間	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録 等
確 認 試 験	2時間	
計	48時間	

(4) 確認試験及び講習の修了

- ア 確認試験は、各教科の内容を理解したか否かを判定する為に実施します。
- イ 講習の修了証書は、講習総時間（48時間）の80%以上受講した者が受験できる確認試験において、良好な成績（正答率60%以上）を修めた者に交付します。
- ウ 試験の受け方は、全道統一されておりますので、当日係員の説明に従ってください。

7 補 講

確認試験において所定の合格基準に達しなかった者等については次の年度1回に限り、受講料免除で再受講できます。

この場合は、前回（前年）の受講票（写し可）と補講申請書（様式6）及び4頁の提出書類2～7までの該当書類を提出してください。

8 講習修了資格の取消し

受講に関して次のような不正行為があったときは、講習を停止し、修了証書交付後に判明したときは、その修了を取消するとともに、修了証書を返還していただきます。

- (1) 確認試験の受験に際し、不正行為を犯したとき。
- (2) 確認試験の問題等秘密事項について、関係者に情報の提供を求め、かつ、これを受けたとき。
- (3) 受講申請書、履歴書、経歴証明書等の内容を偽って記入した場合。
- (4) その他受講に関して不正行為があった場合。

9 指導員免許の申請（合格者のみ）

講習最終日に実施する確認試験に合格した方には、後日、指導員免許の申請に必要な書類を送付しますので、最寄りの（総合）振興局産業振興部商工労働観光課で手続きをお願いします。

※ 各（総合）振興局一覧表を参照

※ 手続き時に、北海道収入証紙（2,300円）が必要です。

10 携行品

- (1) 提出書類の原本
- (2) 教科書、例題集等の講習資料（当日、会場で配布します）、ノート等
- (3) 筆記用具（鉛筆、消しゴム、マーカー等）
- (4) 計算用具（小型電卓等）
- (5) 上 靴（会場により異なります。）

11 その他

- (1) 電 話 原則として取りつぎません。
- (2) 携帯電話 受講中は、マナーモードまたは電源をお切りください。
- (3) 駐 車 場 会場の指示に従ってください。
- (4) 昼 食 会場の指示に従ってください。

12 実施予定会場及び講習期間は次のとおりです。

実施会場	開催場所	実施（予定）年月日／定員	担当団体
札幌会場	札幌市産業振興センター 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 TEL 011-820-3033	令和8年1月21日 ～1月29日 (土・日除く) 定員：60名	北海道職業能力開発協会 TEL 011-825-2387 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内
旭川会場	北海道立旭川高等技術専門学院 〒078-8803 旭川市緑が丘東3条2丁目1-1 TEL 0166-65-6667	令和8年1月22日 ～1月30日 (土・日除く) 定員：15名	上川地方技能訓練協会 TEL 0166-46-5278 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局商工労働観光課内
北見会場	北見地域職業訓練センター 〒090-0836 北見市東三輪5丁目1-4 TEL 0157-61-3116	令和8年2月12日 ～2月20日 (土・日を除く) 定員：15名	オホーツク管内職業能力開発協会 TEL 0157-61-3116 〒090-0836 北見市東三輪5丁目1-4 北見地域職業訓練センター内

※受講申込者が少ない場合は、開催を中止することがあります。

※講習会場及び日程について、変更する場合がありますので、ご承知ください。

技能検定の学科免除に該当する指導員免許職種一覧表 別表十一の二（第四十五条の二、第六十四条の二、第六十四条の六の関係）

検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種
ビル設備 管 理	建築物設備 管 理 科	め っ き	金 属 表 面 処 理 科	木 工 機 械 整 備	木 工 科	バルコニー 施 工	建 築 科	漆 器 製 造	木 材 工 芸 科
園 芸 装 飾	園 芸 科	アルミニウム 陽極酸化処理		機 械 木 工		建 築 図 面 製 作	枠組壁建築科	貴 金 属	貴 金 属 ・ 宝 石 科
造 園	造 園 科 森林環境保全科	切削工 具 研 削	機 械 科 製 材 機 械 科	家 具 製 作		かわらぶき	屋 根 科	印 章 彫 刻	印 章 彫 刻 科
さ く 井	さ く 井 科	製 材 の こ 目 立 て	木 工 科 製 材 機 械 科	建 具 製 作		と び	と び 科	表 装	イ ン テ リ ア 科 表 具 科
金 属 溶 解	鉄 鋼 科 鋳 造 科	電 子 回 路 接 続		木 型 製 作	木 型 科	左 官	左 官 ・ タ イ ル 科	塗 装	塗 装 科
鋳 造	鋳 造 科	電 子 機 器 組 立 て	電 子 科	竹 工 芸	竹 工 芸 科	タイル張り		塗 料 調 色	
粉 末 冶 金		半 導 体 製 品 製 造		紙 器 ・ 段 ボ ール 箱 製 造	紙 器 科	れんが積み	ブ ロ ッ ク 建 築 科 築 炉 科	広 告 美 術 仕 上 げ	広 告 美 術 科
ダイカスト		電 気 機 器 組 立 て	電 気 科 メカトロニクス科	製 版	製 版 ・ 印 刷 科	築 炉	築 炉 科	義 肢 ・ 装 具 製 作	義 肢 装 具 科
鍛 造	鍛 造 科	家庭用電気 治 療 器 調 整	理 化 学 機 器 科	印 刷		ブ ロ ッ ク 建 築	ブ ロ ッ ク 建 築 科	工 業 包 装	工 業 包 装 科
金属熱処理	熱 処 理 科	自動販売機 調 整	電 子 科 電 気 科	製 本	製 本 科	エーエルシー パネル施工		写 真	写 真 科
金属材料 試 験		鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	鉄 道 車 両 科	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	畳 製 作	畳 科	調 理	日 本 料 理 科 中 国 料 理 科 西 洋 料 理 科
機械加工	機 械 科	時 計 修 理	時 計 科	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形		配 管	配 管 科	ビルクリー ニ ン グ	建 築 物 衛 生 管 理 科
放 電 加 工		光 学 機 器 製 造	光 学 ガ ラ ス 科 光 学 機 器 科	ガ ラ ス 製 品 製 造	ガ ラ ス 科	浴 槽 設 備 施 工	住 宅 設 備 機 器 科	フ ラ ウ ー 装 飾	フ ラ ウ ー 装 飾 科
金 型 製 作		内 燃 機 関 組 立 て	自 動 車 製 造 科 内 燃 機 関 科	ほ う ろ う 加 工	ほ う ろ う 製 品 科	型 枠 施 工	建 設 科		
工 業 彫 刻		縫 製 機 械 整 備	縫 製 機 械 科	陶 磁 器 製 造	陶 磁 器 科	鉄 筋 施 工			
仕 上 げ		建 設 機 械 整 備	建 設 機 械 科	石 材 施 工	石 材 科	コンクリート 圧 送 施 工			
機 械 検 査		農 業 機 械 整 備	農 業 機 械 科	コンクリート積 みブロック施工		防 水 施 工	防 水 科		
機 械 保 全		冷 凍 空 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 調 機 器 科	パ ン 製 造	パ ン ・ 菓 子 科	内 装 仕 上 げ 施 工	イ ン テ リ ア 科 床 仕 上 げ 科		
油 圧 装 置 調 整		染 色	染 色 科	菓 子 製 造		ス レ ー ト 施 工	ス レ ー ト 科		
テクニカル イラストレーション		ニット製品 製 造	ニ ッ ト 科	製 麺	麺 科	熱 絶 縁 施 工	熱 絶 縁 科		
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図		婦 人 子 供 服 製 造	洋 裁 科	ハムソーセージ ・ ペーコン製造	食 肉 科	カーテンウオ ール 施 工	サッシ・ガラス 施 工 科		
金属プレス 加 工	塑 性 加 工 科	紳 士 服 製 造	洋 服 科	水 産 練 り 製 品 製 造	水 産 物 科	ガラス施工			
工場板金		和 裁	和 裁 科	み ぞ 製 造	発 酵 科	サッシ施工	建 築 科 サッシ・ガラス工科		
建築板金	塑 性 加 工 科 建 築 板 金 科	寝 具 製 作	寝 具 科	酒 造		ウェルボイ ント 施 工	さ く 井 科 土 木 科		
鉄 工	塑 性 加 工 科 造 船 科	帆 布 製 品 製 造	帆 布 製 品 科	建 築 大 工	建 築 科 枠組壁建築科	電 気 製 図	電 気 科		
	構造物鉄工科 鉄道車両科	布 は く 縫 製	縫 製 科	枠組壁建築		化 学 分 析	化 学 分 析 科 公 害 検 査 科		

(番)

職業訓練指導員講習受講申請書

令和 年 月 日

北海道職業能力開発協会長 様

〒 ー
住 所

(ふりがな)
氏 名

昭 平 年 月 日 生

次の職種の職業訓練指導員講習を受けたいので関係書類を添えて申請します。

受講免許職種 科

実 務 経 歴 証 明 書

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

昭 平 年 月 日 生

上記の者は _____ 科の免許職種に関して下記のとおり
実務経験を有することを証明する。

(※新しいものから順に記入すること)

事業所名	地位職名	所在地	在職期間	職務内容
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
計			通算 (年 箇月)	

(証明者) 住 所 _____

団体名 _____

氏 名
(代 表 者)

_____ (印)

履 歴 書

令和 年 月 日

写 真	ふりがな				昭和 平成	年	月	日生 (満才)
申請前 6 箇月 以内に 無帽で正面上半身を撮っ た縦 4.5cm、横 3.5cm の ものを貼って下さい。	氏 名							
	本 籍							
	現 住 所	(〒)			(電話)			
	勤 務 先	事業所名						
令和 年 月撮影		住 所 (〒) (電話)						
区 分	学校、訓練校名	学科、訓練科	在 学 期 間		卒 修 中 業 了 退			
最終学歴			年 月 ~ 年 月 (年 箇月)					
訓練歴			年 月 ~ 年 月 (年 箇月)					
これまで取得した 職業訓練指導員免許		取得年月日	免許証記号番号	職 種 名	取得方法 ○で囲む			
		年 月 日			試験 申請 48 日			
職 歴 ※新しいものから 順に記入して下さい。	事業所名	職務内容	所 在 地		在 職 期 間			
					年 月 ~ 年 月 (年 箇月)			
					年 月 ~ 年 月 (年 箇月)			
					年 月 ~ 年 月 (年 箇月)			
					年 月 ~ 年 月 (年 箇月)			
					年 月 ~ 年 月 (年 箇月)			
	計				通算 (年 箇月)			

履歴書及びその他添付書類の記載内容に不正が認められたときは、その時点でそれまでの行為は無効になりますのでご注意ください。

職業訓練指導員講習受講資格証明書

(労働省告示第38号-14号、実務経験15年以上の者)

氏 名 _____

	受 講 理 由	証 明 者
1	既設の訓練科の訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。
2	新設予定の訓練科の訓練を担当するため。	”
3	新設予定の訓練施設において訓練を担当するため。	講習受付団体の長とし、証明する場合は、支庁あるいは業界、該当する事業所に確認の上、証明すること。
4	各事業所で行う分散訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。

注) ①

上記の者は、_____の理由により職業訓練指導員として、職業訓練施設

(分散訓練の場合は該当事業所) において訓練を担当することを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____

(証明者) 団 体 名 _____

代表者名 _____ (印)

注) ①には上記の受講理由の該当する番号を記入して下さい。

職業訓練指導員講習受講資格証明書

(労働省告示第38号-14号、実務経験15年以上の者)

氏 名 _____

受講理由

委託訓練を担当するため。

上記の者は、_____で実施される

_____科委託訓練を担当することを証明します。

令和 年 月 日

委託訓練実施主体（委託元）

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ (印)

委託訓練実施教育訓練施設（委託先）

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ (印)

職業訓練指導員講習補講申請書

令和 年 月 日

北海道職業能力開発協会長 様

〒 ー
住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

昭 平 年 月 日 生

職業訓練指導員講習の追補講を、次により受けたいので受講票及び写真を添えて申請します。

補講を受けようとする科目及び時間

科目名

時間

※証 明 欄

前回の

受 講 地

受 講 番 号

受 講 月 日 令和 年 月 日～ 年 月 日

確認機関及び担当者名

㊞

(注) 1 写真は、縦4 cm、横3 cmの申請前6箇月以内に撮影した正面脱帽半身像のもの1枚とする

2 ※証明欄に申請者は記入しないで下さい。

特別履修証明書

年 月 日

科卒業

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は職業能力開発促進法 別表第11(第45条関係)に規定する、
下記の科目を履修したことを証明する。

令和 年 月 日

(学校名)

(学長名)

印

記

[illegible]

北海道職業能力開発協会及び各地方協会所在地・連絡先

協 会 名	〒	所 在 地	電話番号
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
渡島地方技能訓練協会	040-0042	函館市東川町1番2号 函館市職業訓練センター内	0138-23-2769
空知地方技能訓練協会	073-0025	滝川市流通団地3丁目6番23号 中空知地域職業訓練センター内	0125-24-1880
上川地方技能訓練協会	079-8610	旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局産業振興部商工労働観光課内	0166-46-5278
留萌地方技能訓練協会	077-0014	留萌市南町1丁目17番地 留萌地域人材開発センター内	0164-42-2663
宗谷地方技能訓練協会	097-0005	稚内市大黒3丁目4番30号 稚内市総合勤労者会館2F	0162-23-5846
オホーツク管内職業能力開発協会	090-0836	北見市東三輪5丁目1番地4 北見地域職業訓練センター内	0157-61-3116
胆振地方技能訓練協会	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課内	0143-24-5666
日高地方技能訓練協会	057-0005	浦河郡浦河町東町うしお2丁目3番1号 日高地域人材開発センター内	0146-22-2394
帯広地方職業能力開発協会	080-2462	帯広市西22条北2丁目29番4号 帯広職業能力開発センター内	0155-37-4936
釧路地方職業能力開発協会	084-0905	釧路市鳥取南7丁目2番20号 釧路地域職業訓練センター内	0154-52-1150
小樽地方職業訓練協会	047-0013	小樽市奥沢5丁目3番1号 旧天神小学校1F 小樽市事業内職業訓練センター内	0134-64-7322

各（総合）振興局所在地・連絡先

（総合）振興局名	〒	所 在 地	担 当 課	電話番号
空知総合振興局	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	商工労働観光課	0126-20-0060
石狩振興局	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	〃	011-204-5827
後志総合振興局	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	〃	0136-23-1362
胆振総合振興局	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	〃	0143-24-5666
日高振興局	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	〃	0146-22-9281
渡島総合振興局	041-8558	函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎	〃	0138-47-9462
檜山振興局	043-8558	檜山郡江差町陣屋町336番地3	〃	0139-52-6641
上川総合振興局	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎	〃	0166-46-5938
留萌振興局	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番2号 留萌合同庁舎	〃	0164-42-8440
宗谷総合振興局	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	〃	0162-33-2528
オホーツク総合振興局	093-8585	網走市北7条西3丁目	〃	0152-41-0635
十勝総合振興局	080-8588	帯広市東3条南3丁目	〃	0155-27-8537
釧路総合振興局	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	〃	0154-43-9181
根室振興局	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	〃	0153-24-5619